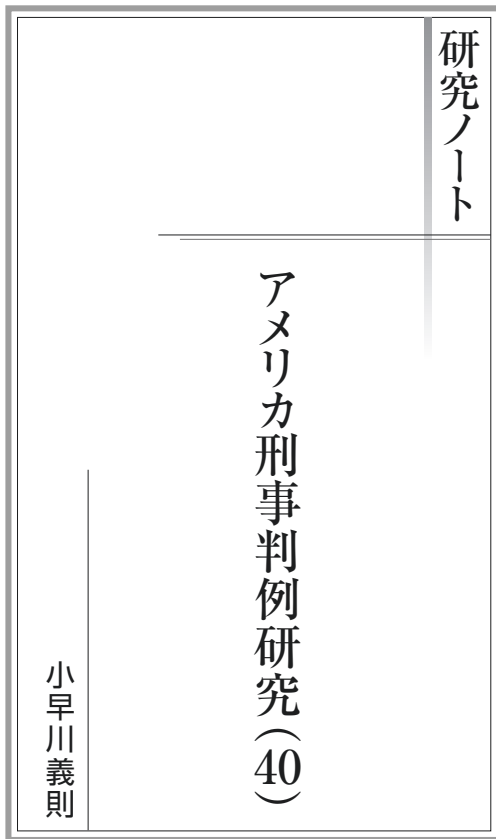




Counselman v. Hitchcock, 142 U.S. 547 (1892)

—自己負罪拒否特権は、強制された証言の使用禁止だけでなく同証言から獲得された情報に基づいた訴追禁止を将来にわたり証人に保障している。

【事実】

イリノイ州北部地区合衆国地方裁判所に出席していた大陪審は1890年11月21日、シカゴのロックアイランド鉄道会社、カンザス市鉄道会社、バーリントン鉄道会社その他の鉄道会社の社員らによる1887年2月4日の通商規制法（an Act to regulate commerce）および1889年3月2日の同法修正違反の捜査に従事していた。召喚令状（subpoena）に応じて大陪審に出頭したC・カウ

ンセルマン（Charles Counselman）は正式に宣誓のうえ、次のように証言した、すなわち

“Q. あなたの名前はC・カウセルマンですね？

“A. はい、そうです。

“Q. あなたはカウセルマン会社の唯一人の社員（sole member）ですか。

“A. はい、そうです。

“Q. あなたはシカゴ市で穀物の取次（the grain and commission）の仕事をしていましたか。

“A. はい、していました。

“Q. あなたは過去2年間に西部方面からの穀物を受け取っていましたね。

“A. はい、受け取っていました。

“Q. あなたは今年（1890年）の夏に受け取った穀物をどの鉄道を使って輸送しましたか？

“A. 主としてロックアイランド鉄道とバーリントン鉄道です。

“Q. その穀物の大半はどの州から輸送しましたか？

“A. カンザスとネブラスカだったと思います。

“Q. 1890年の5月、6月および7月の間に受け取った穀物の量は何ブッシェル（bushels）でしたか？

“A. 分かりません、お答えできません。

“Q. 1か月に50万ブッシェルではなかったですか？

“A. お答えできません。

“Q. あなたは、昨年1年間で何人の人を雇いましたか、あなたの仕事に関して雇われていたのは通常何人ですか？

“A. 私の会社では6、7人を雇っていたと思います。

“Q. カウセルマンさん、昨年のことですがあなたは、穀物輸送の運賃としてこの州の外に出た時点でシカゴに来る鉄道会社に規制運賃（tariff or open rate）以下の輸送料金を支払いましたか？

“A. そのことについては答弁を差し控えます。それは私を罪に陥れかねないからです

(on the ground that it might tend to criminate me)。

“Q. あなたは昨年この州の外に出た時点でシカゴ市へ向かうロックアイランド鉄道で規制運賃以下の（割引き）料金を支払いましたか？

“A. 同じ理由でそれには答弁を差し控えます。

“Q. バーリントン鉄道に関して同じ質問をします。

“A. 同じようにお答えします。

“Q. Atchinson鉄道に関して同じ質問をします。

“A. その鉄道と何らかの取引をしたことは記憶にありません。

“Q. あなたの仕事の貨物部門（freight department）には誰が出向していますか。

“A. 私とMr. Martinです。

“Q. あなたまたはカウンセルマン会社は、昨年、ネブラスカまたはカンザスからイリノイ州のシカゴ市に入った時点でロックアイランド鉄道会社またはバーリントン鉄道からリベートや払戻し（drawback）を受け、通常の鉄道運賃以下で上記穀物の輸送をしたことがありますか？

“A. 同じ理由で答弁を差し控えます。

そこで大陪審は1890年11月22日、大陪審員長および書記の署名入りの報告書を上記裁判所に提出しカウンセルマンが答弁を拒否したいくつかの問題についての判断を求めた。同裁判所の裁判官は、当該質問に答えない理由を明らかにするようカウンセルマンに命じ、そして審問手続き（hearing）が開かれた。同裁判所は1890年11月25日、なぜ質問に答えないのかに関してカウンセルマンの述べた理由は不十分であると認め、大陪審の面前に遅滞なしに出席して当該質問に答えるよう命じた。

カウンセルマンは再び大陪審の面前に喚問され同一の質問が彼になされたところ、彼は以前と同じ理由で各質問に答えることを拒否した。大陪審は大陪審員長と書記の署名のある報告書を裁判所に提出し、以前に答弁を拒否したのと同じ理由でカウンセルマンはなお答弁を拒否した旨報告した。検察官の質問とそれに対する答

弁は次のとおりである、すなわち

“Q. あなたは、ロックアイランド鉄道が昨年、ネブラスカ、カンザスまたはアイオワの各州でイリノイ州のシカゴ市に向うどこかの地点でそのような輸送時に効力を有していた運賃以下の（割引き）運賃で穀物を輸送したことを知っていますか？

“A. 答えを差し控えます。答弁すれば私が罪に問われかねない（my answer might tend to criminate me）からです。

“Q. あなたは、ロックアイランド鉄道が昨年、アイオワ、ネブラスカまたはカンザス州のどこかの地点で法定価格（legal tariff rate）以下の運賃で穀物の輸送をしていた社員等を知っていますか。

“A. 答弁を差し控えます。答弁すれば私が罪に問われかねないからです。

“Q. あなたは、ロックアイランド鉄道が穀物の輸送に関し昨年（1890年）、シカゴ市にある会社等に法定料金よりも安い運賃を要求して受け取ったことを知っていますか。ネブラスカ、カンザス、およびアイオワにおいてイリノイ州のシカゴに向うどこかの地点で法定料金よりも安い運賃を受け取ったことを知っていますか。もしあなたがそのようなことを知っておれば、そのような輸送料金を要求して受け取った荷受人（shipper）の名前とそのときの積荷の量についてあなたの知っていることをすべて詳細に教えてください。

“A. 答弁を差し控えます。答弁すれば私が罪に問われかねないからです。

“Q. ロックアイランド鉄道は1890年にシカゴ市で荷受人（shipper）にカンザス、ネブラスカまたはアイオワの各州からそのような会社によって輸送された穀物に関してリベートや払戻金を支払ったことがありますか、そしてそのことによって荷受人がイリノイ州のシカゴ市に向かう各州の上記地点で規制料金よりも安い運賃でそのような穀物の輸送をしたことを知っていますか。もしそのようなことを知っ

ておれば、そのようなリベートや払戻金、支払われたコミッション料、誰に支払われたのか、その日付、積載量 (on what shipment) について話してください。そしてあなたの知っている範囲で結構ですからそのような契約の詳細を全て話してください。

“A. 答弁を差し控えます。答弁すれば私が罪に問われかねないからです。

そこで裁判所は、審問手続き後の1890年11月25日、法廷侮辱罪に当たる (to be in contempt court) としてカウンセルマンに500ドルの罰金および訴訟費用の支払いを命じた、そして執行官 (marshal) に彼の身柄を拘束し、彼が上記質問のすべてに答えかつそのような罰金と訴訟費用が支払われるまで彼を拘束することを命じた。

カウンセルマンは1890年11月26日、上記事実を述べてイリノイ州北部地区合衆国巡回区裁判所に人身保護令状の申請をした。カウンセルマンによると、大陪審には問題の捜査をしたりカウンセルマンに質問をする権限がないし、これらの質問に対する彼の答弁は彼を罪に問うのに役立っている、そして答弁の強制は大陪審面前で継続中の刑事手続きおよび捜査において自己に不利益な証人となることを強制するものであり、合衆国憲法の諸規定とりわけ第14修正に違反する、地方裁判所には上記質問への答弁を強制する権限はない、それは合衆国憲法に違反して無効である、そしてカウンセルマンが身柄を拘束されたのは合衆国憲法に違反するということである。巡回区裁判所は同日、人身保護令状を発付した、これに対し直ちになされた (returnable forthwith) 執行官による返答 (return) は、カウンセルマンは1890年11月25日付けの地方裁判所の命令によって身柄を拘束されているということだった。

本件は11月28日に審議された、そして巡回区裁判所は12月18日に判決を言い渡し、地方裁判所は正当な権限を行使したにすぎないとしたうえで、カウンセルマンの申請を退け、あらためて彼の身柄を執行官の拘束に委ねた。これに対

しカウンセルマンは、異議を申し立て最高裁に上訴した。本件上訴の係属中、カウンセルマンを保釈する命令が出された。(at 548-553.)

Blatchford裁判官は、上記の事実を詳細に述べた後で、全員一致の法廷意見を言い渡した。(at 554.)

【判示】

原判決破棄。巡回区裁判所の意見によると、“何人もいかなる刑事事件においても自己に不利益な証人となること (to be a witness against himself) を強制されない”と宣言する合衆国憲法第5修正の下では何人も裁判所または大陪審の面前で自己を刑事訴追にさらすことを強制されない、州間通商法は鉄道会社の社員等が1つの州から他の州への商品の輸送時にその商品の荷受人に正規運賃より安い割引料金で荷物を受け取る契約をすることを刑事犯罪とし、そのような州間移送にかかわったそれら社員と同じく荷受人も同法の対象となり罰金および拘禁刑で処罰できると定めている。これに対しカウンセルマンは、大陪審には捜査をし訴追する権限はないと主張する。しかし、本件事案においてこの問題に関し意見を述べる (intimate) 必要はない、われわれは他の理由で下級裁判所の判断は破棄されなければならないと考えるからである。(at 559-562.)

被上告人の側から、自己に不利益な刑事事件を除き、証人にはおよそ (broadly) 黙秘の特権を求める権利はないと主張されている。しかし、そのような主張は憲法の文言に基づいていない。憲法の規定は、何人もいかなる刑事事件においても自己に不利益な証人となることを強制されないと定めている。この規定はそれが意図した権利の保障に有利に (in favor) 広く解釈されなければならない。本件で大陪審によって捜査の対象とされている事柄は、州間通商法上の刑事犯罪があったかを調査する刑事事項 (criminal matter) であった。カウンセルマンが答弁を拒否した質問の中で調査されていた事項につき有罪とされたのであれば、彼自身が同法の下で刑事訴追を受ける責任 (liable) があっ

たのであり、それ故、本件事案は刑事事件 (criminal case) であった。質問への答弁拒否についてカウンセルマンによってなされた理由は、答弁すれば彼が罪に問われかねない (might tend to criminate him) ということだった、このことは、彼が正直かつ全面的に答えれば州間通商法違反で訴追される犯罪を犯していたことになるという彼の懸念 (apprehension) を示していた。彼の答弁は、それ故、彼に不利益な証言であり、彼は刑事事件においてそのような証言をすることを強制されたことになる。

憲法の規定の意味は、彼に対する刑事訴追において彼自身に不利益な証人となることを強制されないというだけではない。このような事案に適用されることは疑いないが、そのことに限定されていない。その目的は、何人ものいかなる捜査においても彼自身が犯罪を犯したことを立証するのに役立つ証言を強制されないことを確保 (insure) することにある。特権は刑事事件に限定されている、しかし、特権が保護しているのは広く微罪 (mischief) にも及ぶ。

大陪審面前での捜査は刑事事件でなく犯罪が行われたかあるいは犯罪で人を起訴 (accused) すべきかを判断するためのものにすぎない、被告発者 (accuser) はいないし原告または被告人 (defendant) という当事者もない、そして大陪審起訴 (indictment) がなされたときにのみ事件 (a case) が発生する、このように被上告人によって主張されている。この見解を裏付けるものとして、すべての刑事訴追において被告人は公平な陪審による迅速な公開の裁判を受ける権利、自己に不利益な証人との対面を求め、自己に有利な証人を得るための強制的手続きを取り、弁護人の援助を受ける権利を有すると規定する合衆国憲法第6修正に言及されている。

しかし、この規定は明らかに、起訴され (is accused) 小陪審によって審理されることになった人に対する刑事訴追を意味している。第6修正の下での刑事訴追は第5修正の下での“刑事事件”よりはるかに狭い (much narrower)。自己に不利益な証人とならないという特権は大陪審面前の手続きにおいても行使されうるとい

う主張は第5修正の文言と完全に一致する。

われわれはこの問題に関し *People v. Kelly*, 24 N.Y. 74, 84 においてニューヨーク州最高裁 (the Court of Appeals of New York) によって採用された見解に賛同することはできない。1846年のニューヨーク州憲法の規定は、何人も“刑事事件において自己に不利益な証人 (a witness against himself) となることを強制されないと規定している。ニューヨーク州最高裁は、Denio 裁判官によって“同条項の中で用いられている‘刑事事件’”という文言には若干の意味 (some meaning) が認められなければならない、刑事犯罪に対する訴追以上のものは一切考えられない。しかし、それは彼 (自身) に対する訴追でなければならない、すなわち禁止されているのは彼自身に不利益な証人となることを強制することである”と指摘した。この裁定 (ruling) は他の事案でも若干引用されているが、合衆国憲法第5修正での規定に適用されると、その真の意味およびその価値を全て奪ってしまうように思われる。

証人は、いかなる手続きにおいても彼の罪を問うのに役立つ (tend to criminate him) 罰金、刑罰または没収を彼に科すのに役立つことを暴露 (disclosure) したり証言したりすることを強制されないというのは古くからの証拠法の原理 (an ancient principle) である。(at 562-564.)

カウンセルマンと大陪審面前での調査対象とのかかわりは、彼になされた質問によって示されているように、憲法の保護を求める権利が彼にある州間通商規制法と結びついている。

改正制定法第860条がカウンセルマンの憲法上の特権の保護を奪っているかを検討することが残っている。同条は、司法手続きを用いて証人から獲得された証拠は合衆国のいかなる裁判所においてもいかなる刑事手続きにおいても、またはいかなる刑罰や没収の執行のためにも用いられないことを宣言したものと解釈されなければならない。したがって、大陪審面前での彼の尋問 (examination) によってカウンセルマンから獲得された証拠は、合衆国の裁判所でのい

かなる刑事手続きにおいても、彼または彼の財産に対する訴追で彼または彼の財産に不利益な証拠として用いられないということになる。このことは、もちろん、彼または彼の財産に対する訴追において彼または彼の財産に不利益な彼の証言は合衆国の裁判所でのいかなる刑事手続きにおいても使用を禁止することによって彼を保護する。しかし、それはそのような効果をもつにとどまる。それは、そのような裁判所での刑事手続きにおいて彼または彼の財産に不利益な証拠として用いられうるそれ以外の証言を探し出すために彼の証言を用いることを禁止できなかったし、禁止しようとはしていない。それは強制下にしたかもしれない証言に直接帰因し、それに基づいて彼が有罪とされうる証人や証拠を獲得しそれを用いることを禁止できなかったのである。(But it had only that effect. It could not, and would not, prevent the use of his testimony to search out other testimony to be used in evidence against him or his property, in a criminal proceeding in such court. It could not prevent the obtaining and the use of witnesses and evidence which should be attributable directly to the testimony he might give under compulsion and on which he might be convicted.) (at 564.)

憲法の規定は何人も“いかなる刑事事件においても自己に不利益な証人となることを強制されない”と明確に宣言している。そして第860条の保護は憲法上の規定と共存 (coexistence) しない。立法府は憲法によって付与された特権を減じる (detract) ことはできない。議会の制定法だけで憲法を修正することはできないのである。(at 564-565.)

この問題に言及した判例を検討することが有用であろう。

1) 1802年のCommonwealth v. Gibbsにおいて、1776年のペンシルヴァニア州憲法にある権利の宣言 (declaration of rights) が何人も“自己に不利益な供述 (evidence against him) をすることを強制されない”と宣言し、同一の文言は1780年の憲法にもみられることが指摘された。この

憲法の下でペンシルヴァニア州最高裁は、何人も自己に不利益な供述を強制されないという格言 (maxim) は、その答弁が彼の不名誉 (shame or reproach) にかかわる事案にも及ぶと判示した。そして1803年のLessee of Galbreath v. Eichelbergerにおいて同旨のことが判示された。

2) 1807年6月にマーシャル首席裁判官は、バージニア地区合衆国巡回区裁判所のBurr's Trialにおいて証人は自己自身を非難しない特権を有するかの問題に関し次のように述べた、すなわち、“もし質問が、それに対する答弁によって証人に罪を問うたり問わなかったりする趣旨のものであれば、質問に答えるか否かは彼自身に委ねられなければならない、彼だけが質問に答えればどのような結果をもたらすことになるか (what it would be) を知っている唯一の人間であるからである。そのような事案において、彼が宣誓のうへで彼の答弁は彼を罪に問うものとなるであろうと言え、裁判所はその事実に関するその証言を要求できない……彼らの主張” (合衆国検察官) によれば“その他の証言との結びつきのない答弁だけで彼を犯罪で十分である場合を除き、証人は質問への答弁を拒否できないという。このような主張は従前のルールをほとんど価値なきものとするところになろう。ある犯罪で個人を有罪とするのに必要とされる証言は多くの連鎖 (links) から成る。自己に不利益な連鎖の1つを提供することを証人は強制されないというのがこのルールの真の意味であることが裁判所にとって明らかである。ただ1つの事実を明らかにすることによって証人は彼自身に不利益な証言を完了できるというだけでなく実際そうであろう (not only a possible, but a probable case)。証人は、犯罪で彼を有罪とするのに必要とされるすべての状況を述べることによって自己自身を事実上効果的に非難 (to every factual purpose accuse himself) できる。そのような事実それ自体は利用不能 (unavailing) かもしれないが、それがなければ他のすべての事実は不十分である。それが彼自身の胸中に隠されている限り、彼は安全であるが、それが胸中から引き出されると彼は訴追にさらされるこ

とになる。何人も自分自身を非難 (accuse) することを強制されないと宣言するルールは、このような種類 (description) の事実を明らかにすることを証人に強制することによって最も明白に侵害されることになる。ある個人に不利益などのような証言があるのか、あるいはそれを入手できるのか (may be possessed or is attainable) を裁判所は知ることができない。とすると、法によって処罰される犯罪の必要にして不可欠な部分を形づくる事実を明らかにするような答弁を裁判所は証人に強制すべきでないことは明らかであろう”と述べたのである (at 565-580.)

3) 1853年のState v. Quarlesにおいて1836年のアーカンサス州憲法の中の権利の宣言 (declarations of rights) は大陪審による起訴で被告人 (the accused) は“彼自身に不利益な供述をする (give evidence against himself) ことを強制されない”と宣言したことが指摘された。Quarlesは偶然のゲームに金を賭けた (for betting money on a game of chance) として賭博法の下で大陪審によって起訴された。類似の訴追が係属中であったNealなる人物に関して公訴取消し (nolle prosequi) が決定したのでNealは訴追側証人として宣誓させられた、そして公訴取消しが告げられたので彼に対しては類似犯罪での起訴はなされないこととなった、そしてQuarlesが特定の時間内にカードで金を賭けたのを見たことがあるかと尋ねられたNealは自己負罪のおそれ (he would criminate himself) を理由にその質問に答えることを拒否した。公判裁判所は彼に答弁を強制することを否定し、そして陪審は被告人に有利な認定をしたので、州は上訴した。アーカンサス州には次のような制定法があった、すなわち、“2人またはそれ以上の者が共同してある犯罪または軽罪 (misdemeanor) の遂行にかかわっている場合、そのような人はいずれもがそのような犯罪または軽罪に関して証人として宣誓できる、しかし、そのような証人によってなされた証言は同一の犯罪に対する刑事訴追において彼に不利益な証拠として用いることは一切できない (shall in no

instance be used against him)”と規定していた。

アーカンサス州最高裁は、権利の宣言の規定の文言には明示されていないけれども、証人には自己非難 (self-accusation) を拒否する完全な保障が事実上十分に与えられ (substantially embraced to the full extent of a guarantee against self-accusation) ている、そして権利の宣言の特権によれば、そのことに関して証言するために喚問された犯罪での有罪を自ら立証するのに役立つ証拠の提出を証人は強制されるべきでないと判示した。しかし、さらに次のように判示された、制定法によって立法府は、証言するよう要求されている証言はそれに関連する犯罪や軽罪での有罪を獲得するために証人に不利に用いられるべきでないと命ずることによってこのルールを変更したのであるから、その後不利に用いられることを阻止するためにそのような証言に関する彼の特権を主張することは証人にとってもはや必要ではない。残された唯一の問題は、制定法の規定は新しいルールと自己非難を禁止する憲法上の保障に対応した十分な保護を証人に提供しているかである。この問題に関し制定法の規定によって包含されている (embraced) するすべての事項に関して彼らに証言を強制することを合法とする制定法は、憲法上の意味において、証人を自己非難から十分に保護していると判示されたのである。

4) 1853年のHigdon v. Heardにおいてジョージア州憲法は“いかなる刑事事件においても自己に不利益な証人 (a witness against himself) となることを強制されない”と宣言したことが指摘された。同判決において原告は、被告人がカード・ゲームで彼から獲得したとする財産の開示を求めて衡平法による権利 (a bill in equity) を申し立てた。この権利の申立てはゲーム行為 (gaming transactions) の開示を強制する州法は違憲であるとして防訴抗弁 (demurred) された。そのような行為は犯罪であるので制定法は絶対的かつ無条件に刑罰からの解放を認めていない、そして被告人は自己自身が罪に問われ刑罰を受けることなしに開示を求めることができなかったことを理由とする。この防訴抗弁はジョ

ージア州最高裁によって無効とされた、すべての人は自己を刑事訴追にさらすのに役立つ不利益な証拠を提出する必要があることは憲法によって保障されているけれども、すべての人は1764年のジョージア州の制定法によって保護されている、すなわち同制定法の下で彼らの答弁はいかなる刑事事件においても彼らに不利益な証拠として援用できないとされているというのである。

5) 1857年のEx parte Rowmeにおいて1849年のカリフォルニア州憲法は何人も“いかなる刑事事件においても自己に不利益な証人となることを強制されない”と規定したことが指摘された。Rowmeは、裁判所の命令にもかかわらず、国(州)庫から若干の金の処分に関し捜査している大陪審によって彼に提示された質問に答えることを拒否した、答弁すれば彼の不名誉(disgrace)となり重罪で訴追されかねないとの理由による。カリフォルニア州最高裁は、人身保護令状に関し、“そのような証人によってなされた証言は刑事訴追において一切(no-instance)彼に不利に用いられてはならない”と規定する1855年4月16日に制定された法律の合憲性を検討した。同最高裁は、憲法の規定は刑事犯罪に関して自己自身に不利益な証言を強制されないとして証人を保護することを意図していた、彼の証言が彼自身の事件において彼に不利に用いられる場合を除き、彼は自己に不利益な証人となることはありえない。そして制定法は憲法によって意図された保護を証人に提供している、それ故、彼は答弁しなければならないと判示したのである。

6) 1860年のWilkins v. Maloneにおいて1851年のインディアナ州憲法はその権利の章典(its bill of rights)の中で“何人もいかなる刑事訴追においても自己に不利益な証言をする(testify against himself)ことを強制されない”と宣言したと指摘された。約束手形の取戻し(recover on promissory note)を求めてMaloneによって提起された訴訟において弁護側は超高利(usury)を主張し、その高利を立証するための証人としてMaloneを尋問することを求めた。そのような

尋問は彼を罪に問うことになる(would criminate himself)との理由で原告が異議を申し立て、そしてこの異議が認められた。被告人による上訴でインディアナ州最高裁は、State v. Quarles, supra, およびHideon v. Heard, supra, および違法な利益を得たとして告発された(charged)人は答弁することを要求されるが彼の答弁は高利を理由とするいかなる刑事訴追においても彼に不利に用いてはならないと規定するインディアナ州の制定法に言及した。同裁判所は、この制定法によってその当事者の憲法上の特権は十分に彼に保障されていると判示したのである。

7) 1861年にニューヨーク州最高裁はPeople v Kellyにおいて1846年のニューヨーク州憲法は何人も“いかなる刑事事件においても自己に不利益な証人となることを強制されない”と宣言したと指摘した。同事件において議会で審議中の問題に関して彼らの投票が影響を及ぼすであろうという合意の下で金品の贈与を受けたとされる市会議員(alderman)への告発(complaint)に基づいてHackleyなる者が大陪審の面前での証人として彼が受け取った金品をどうしたのかという質問への答弁の際にその質問への答弁をすれば彼の恥(disgrace)になり犯罪で彼を非難することにもなりかねないとの理由で答弁を留保した(demurred)。裁判所によって答弁を命じられたにもかかわらず彼はなお拒否し続けたので法廷侮辱罪で有罪とされ刑務所に収容された。これに対し彼は州最高裁に上訴した。

1853年のニューヨーク法第539章第2項(後に第14項が追加)によって、市議会議員にその議員としての資格で彼の面前に提示されうる案件(matter)に関する彼の行動に影響を及ぼす意図で金品を提供することは罰金または州刑務所への投獄または両者によって処罰されうると規定されていた。そして第14項は、同法に違反する犯罪を犯した者はすべて“そのような犯罪を犯した他の者に対する資格ある証人であり、治安判事や大陪審の面前において普通の証人と同一の方法で供述することを強制されうるが、そのようなになされた証言は、民事、刑事を問わず、そのように証言した人に不利益な証拠として用

いることはできない”と規定していた。

ニューヨーク州最高裁は、これらの規定が憲法の宣言の真の意味に合致するかの問題を検討した、そしてDenio裁判官は次のように述べた。すなわち、“被告人 (accused person) は彼自身に不利益な供述をすることを強制されないという命令 (mandate) は、検察官は刑事犯罪での共犯者または共謀者 (an accomplice or confederate) を喚問できるしその後の大陪審起訴の審理において彼の有罪を獲得するためにその証拠を利用できるというのであればそれが意図した目的はすべて達成できなくなるであろう。共同犯行者 (co-offender) の公判で彼自身のかかわり (own complicity) を示すであろう事項について証言するのは義務であるということになれば彼は彼自身の刑事事件において用いられうる供述を強制されることになる……もちろん、立法者はコモン・ローの原理を変更する権限を有している、しかし私は、彼らは他の人物の公判でその結果に対する免責 (indemnifying) をその者に与えない限り彼自身を有罪とするそのような事実について証人に証言を強制することはできないと考える、すでに述べたように、憲法はそれを禁止しているからである”と述べたのである。しかし、同裁判所はさらに続けて次のように述べた、すなわち、“彼自身の有罪を明らかに示すそのような状況を開示することなしに他人の公判で何人も供述できないというのであれば、その行為 (transactions) に関する彼の供述は証拠として一切用いられるべきでないとしても、それは彼の地位 (condition) の不運であり、法における人間性 (humanity) を欠くものではない。答弁すれば彼自身が罪に問われる (criminate) との理由で証人が質問に異議を唱えるのであれば、彼は事実上 (in substance) 彼の答弁は彼の不利益な事実の承認 (admission) として彼自身の公判で彼を刑事犯罪で有罪とするのに役立つことを主張しなければならない。制定法によって禁止されている場合のように彼に対する訴追が不可能であるような状況下にそれを繰り返すのは証人に特権を付与することになるとする判例を見たことがない。同条項で用

いられている“刑事事件”という文言には若干の意味 (some meaning) が認められなければならない、そして刑事犯罪に対する訴追以上のことを考えることはできない。しかし、それは彼に対する訴追でなければならない。禁止されているのは彼が自己自身に不利益な証人となることを強制することであるからである。さて、もし彼が他の人の公判で証言した事項とのかかわりで刑事事件として (criminally) 訴追されたのであれば、制定法はそのような機会になされた彼の証言は公判で検察側によって利用されることはできないとしている。それ故、そのような刑事事件において彼自身に不利に用いることができない証言を他の事件で獲得するために彼に用いられた強制力によって彼は自己に不利益な証人にさせられたということとはできない”と述べたのである。同裁判所は、それ故、Hackleyは大陪審面前での答弁を拒否できるとするニューヨーク州憲法による保護を受けていなかったと判示したのである。(at 569-571.)

8) 1871年のEmery's caseにおいて1780年のマサチューセッツ州憲法の権利の宣言 (declaration of rights) 第12条は何人も“自己に不利な告発をしたり証拠を提出すること (accuse or furnish evidence) を強制されない”と宣言したと指摘された。マサチューセッツ州の1871年3月8日制定法第91章は“州警察の特別合同委員会の面前でのより良い証言の発見および証人の保護のための法律”と題し次のように規定する、すなわち“州警察の合同特別委員会で証人として喚問された者は同委員会の調査対象とされている州警察の腐敗の実態 (corrupt practice) に関する質問に答えたり書類を提出することを彼を罪に陥れまたは彼の名誉を害するのに役立つ等を理由に免除されない。しかし、そのような尋問に関して証人によってなされた供述や提出された証拠は民事であるか刑事であるかを問わずいかなる裁判所においても不利益な証拠として用いられない”と規定していた。

Emeryは“州警察官が汚職事件 (bribery and corruption) で有罪であるかを調査するため”の上下院の合同特別委員会の面前で証人として

喚問された。同委員会によって彼への尋問 (interrogatories) が行われ彼はそれに答えることを拒否したため法廷侮辱罪で逮捕され上院の面前に引致され、次のような質問がなされた、すなわち、“あなたは州警察が汚職事件で有罪であるかを調査するためにマサチューセッツ州の上院および下院によって任命された合同特別委員会の面前で次のような質問に答える用意がありますか、第1、あなたは州警察 (constabulary force) に任用されて以降アルコール性飲料 (intoxicating liquors) の販売や保管について訴追されたことがありますか。第2、あなたは州の警察官に金を支払ったことがありますか、あなたは州警察の腐敗の実態について知っていますか？もしそうであれば、その金額をすべて明らかにし誰に金を支払ったのか、そしてそのような腐敗の実態と不相当な行為について知っていることをすべて明らかにしてください。”彼は書面で次のように答えた、すなわち、弁護人の助言の下で、第1の質問については答える用意があります。しかし、第2の質問については答えることを拒否します。その理由は、第1、それに答えると大陪審によって起訴される犯罪で私が罪に問われるからです。第2、それに答えると私がそのような犯罪で有罪とされる証拠を提出することになるからです。そこで上院は、彼が質問に答えない限り上院からのさらなる命令があるまで議院の守衛官 (sergeant-at-arms) に彼の身柄を拘束させ21日間刑務所 (jail) に拘禁することとしたため彼は投獄された。そして本件は人身保護令状に関しWells裁判官の面前で審理され、そこで十分に議論された。他の裁判官とも相談後にWells裁判官によって全裁判官一致の意見が言い渡された。証人になされた第2の質問に関しては次のように言い渡された、すなわち“彼になされた質問への積極的な答弁によってアルコール飲料の保管と販売に関する法に違反したことで有罪か、あるいは贈物ないし賄賂の提供によって執行官に不当な影響を与えようとする者を処罰する制定法の下での有罪を立証するのに役立っていたであろうことは明らかである。”

権利の章典から上に引用された条項に関して裁判所は次のように述べた、すなわち、“最も狭義に解すれば、この条項は、係争中の訴追の過程でなされたものでないとしても疑われた当事者をそのことに関して尋問することによって犯罪または犯罪者を発見するために開始されたすべての紀問的性質 (inquisitorial nature) の捜査に及ぶ。しかし、それは、そのようなことに限定されない。この原理は、調査の対象について直接的に求められたか他の当事者間の問題にかかわる事実を確認するために間接的または付随的 (incidentally) に求められたかにかかわりなく、犯罪者自身による彼の有罪のいかなる強制的暴露 (any compulsory disclosure) にも同様に適用される。このようにしてなされた暴露が犯罪の自白または彼自身による犯罪の遂行を立証するのに役立つ事実の承認 (admission) として当時係争中の訴追において彼自身に不利益な証拠として用いられるのであれば、そのような暴露 (打ち明け) は憲法上の規定の意味において彼自身を非難している (accusation of himself) ということになる。制定法による規定がない場合には、そのような自己非難に対する保護は、証人等として答弁するために喚問されたとき、責任を認めつつその免除を主張する有罪とされた人に付与することによって (by according to) 保障される、すなわち、後に彼に不利益な証拠として提出されたとき、彼に答弁を強制してそのようにして獲得された承認をあとで排除することによってではない。このような憲法上の免除 (exemption) の一分枝 (branch) は、何人も自己を罪に陥れる義務はない (nemo tenetur seipsum accusare) というコモン・ローの格言に対応する、この格言の解釈と適用はすでに述べたことと常に一致している”と述べたのである。裁判所は次いで、1846年のニューヨーク州憲法の中にある規定は、他の当事者に不利益な証言をするために証人が喚問されたとき自己自身を罪に問うのに役立つ事柄に答えることを証人は強制されないと判示したものとして *People v. Kelly* (*supra*) を引用する。そしてまたニューヨーク州憲法にある免除は、その事実だけで犯

罪を示すものではないけれども、有罪が立証される証拠の鎖における不可欠な連鎖（essential link）を構成する事実の暴露にも及ぶと宣言したPeople v. Matherを引用する。

1871年の制定法の効果を検討してマサチューセッツ州最高裁は次のように述べる、すなわち、“以上に明らかにしたことから次のような結論が引き出される。この制定法が証人自身が罪に問われかねない質問に答えたり書類を提出することを証人に要求し憲法上の特権を奪いとうとすることに関して憲法によって彼に保障されている特権を保護するためにすべての責任を彼に免除しない限りそれは全く効果がないといわなければならない。”最高裁はさらにPeople v. Kelly, *supra*,を引用して、同判決はニューヨーク州憲法の規定の文言は“自己に不利益な証人となることを強制されない”ことだけを証人に保障しており、彼が証人として喚問され明らかにするであろう間接的で付随的な結論から彼を保護していないと指摘する。

同最高裁はそれから次のように述べる、すなわち、“マサチューセッツ州憲法の規定は、すでに指摘したように、はるかに広い解釈を要求している、そしてまず最初に彼に対するいかなる刑事訴追においても憲法によって付与されている特権を彼自身が利用することによって完全かつ広範に将来の責任からの免除が確保されている場合を除き、何人もその保護を求めることを拒否されること（required to forego an appeal）はない。このような解釈の下で、彼の証言とかかわりのあることに関する事項に対して彼が訴追される責任がある限り、このことは達成できない。とすると、このような理由に基づいてした彼の答弁拒否は、彼が喚問された委員会の権威への侮辱と考えることはできない。彼が拘束されている犯罪（commitment）を是認する（authorize）法的根拠は存在しないから彼は釈放されなければならない”と指摘したのである。

9) 1873年のCullen v. Commonwealthにおいて決闘事件（duel）について知っていることを述べるよう大陪審面前で要求されたときCullen

は、彼自身が罪に問われることになるとの理由で答えることを拒否した。Hustings裁判所は彼に答えるように命じ、彼がなお答弁を拒否したので罰金刑を言い渡し彼を投獄した。この事件はヴァージニア州最高裁（the Court of Appeals of Virginia）に持ち出された。1770年のヴァージニア州憲法の権利の章典（bill of rights）は何人も“自己に不利益な供述をすることを強制されない”と規定していた。この規定は1776年6月12日に遡るヴァージニア州憲法の権利の章典の中にあった。これについてヴァージニア州最高裁は“組織法（organic law）の一部として何人もいかなる裁判所の面前においても……自己負罪に役立つ（tending to criminate）供述をすることを強制されないと宣言すること”は憲法制定者（its framers）の目的であった、そしてこの規定は自己に対して係争中の訴追において自ら供述することが求められている事案に限定されていないと述べた。

次いで州最高裁は先に引用したpeople v. KellyおよびEmery's caseを引用しその見解を支持した、そして決闘に関し、1870年10月31日に制定されたヴァージニア州憲法の効果を検討した。同決闘法は次のように規定していた。“このような挑戦を受けた者その他挑戦にかかわった者はすべて……そのような訴追において証言することが求められる、しかし、そのような者によって証人としてなされたいかなる供述も彼自身に対するいかなる訴追においても彼に不利益に用いることはできない。”ヴァージニア州最高裁は、決闘の効果は市民の憲法上の権利を無効とし免責（indemnity）なしに証人から負罪的供述を拒否する憲法上の権利を奪うことであった、それ故、同法はその範囲で違憲であるので無効であると判示した。同最高裁はさらに、憲法上の特権が立法府によって奪われる前に絶対的な免責（absolute indemnity）が定められていなければならないと判示した、すなわち、証人に完全な大赦を与えるのではないとしても（nothing short of complete amnesty for the witness）彼に関する犯罪を完全に抹消する（absolute wiping out）そのような免責が提供されなければ

ばならない。問題の制定法は証人によってなされた供述は彼に対する訴追において彼に不利益に用いられるべきでないとして規定するだけである。……これは免責なしに証人から彼の特権を奪うことになる。Hustings裁判所の判断を破棄(reversed)すると判示したのである。

10) 1878年のState v. Nowell, 58 N.H. 314において1792年のニューハンプシャ州憲法にある権利の章典の第15章は、何人も“自己を非難したり自己に不利益な証拠を提出することを強制されない”と宣言したと指摘された。Nowellは、Goodwinなる者の店員(clerk)としてアルコール飲料を売ったことがあるか、そしてGoodwinがアルコール飲料を売ったかそのために保管していたかに関する供述をすることを大陪審面前で拒否した。供述すれば罪を問われうというのがその理由であった。州法は次のように規定していた、すなわち、“本章の違反で訴追された者の店員、代理人(agent)……は……自己が罪に問われるおそれ(criminate himself)があることを理由に本人(principal)に不利益な証言をすることを免除される、しかし、彼によってなされた証言はいかなる訴追においても彼に不利益な証拠として直接または間接に用いることはできず、彼によって暴露された犯罪を理由にその後には訴追されることはないとして規定する。証言を拒否したとして法廷侮辱罪に問われたことへの異議申立てがニューハンプシャ州最高裁になされた。同最高裁は権利の章典の中の規定を引用した後で次のように述べた、すなわち、“何人も自己自身の犯罪行為(criminality)に関して証言することを強制されないというコモン・ローの格言(権利の章典によって確認された)は、彼に対する刑事裁判で彼の有罪を暴露することを強制されないということだけでなく、彼の有罪を立証するのに役立つ承認(admission)や……証拠についても明らかにすることを強制されないことを意味している。”

この制定法に関してニューハンプシャ州最高裁は次のように述べた、すなわち、憲法上の特権を奪うことなしに証人の証言を獲得しようとする立法府は、彼が暴露を強制された事柄を理

由とするすべての責任から彼を解放(relieve)しなければならない。ニューハンプシャ州の制定法は、Emery's Caseで検討されたマサチューセッツ法よりさらに進んでいる。けだし同法は証人によって明らかにされた犯罪に対してもその後訴追されないと規定しているからである。……証人が証言するのでない限り、法廷侮辱罪に対する逮捕(attachment)は不当であるとする申立ては認められなければならない。

11) 1880年のLa Fontaine v. Southern Underwriters, 83 N. Car. 132においてノースカロライナ州憲法はその権利の宣言において“すべての刑事訴追において、いかなる者も……自己に不利益な供述をすることを強制されない”と宣言したと指摘された。民事訴訟での審判員(referee)の面前における審問手続きでの証人としてBlacknallなる者が、若干の書物を所有しているかに関する質問への答弁を拒否した、会社の所有する書籍の事務管理にかかわる事件で大陪審起訴が係属中であり、質問に答えれば罪に問われかねない(tend to incriminate him)という理由による。本件は下級の州裁判所の面前で審理され、同裁判所は彼は質問に答えなければならないと裁定した。ノースカロライナ州最高裁へ上訴したところ同裁判所は次のように判示した。すなわち、憲法の規定を公正に解釈すれば、犯罪で起訴された(accused)または起訴されうる人に、その犯罪に対する彼の公判で不利益に用いられうる証拠を強制的に暴露(compulsory revelations)させないことが保障されているので証人は開示の結果から保護されている、そしてそれから引き出された事実はそれらにかかわりのある刑事訴追において証拠とすることはできない、本件での原告には証人が所有していた情報のすべてを、それらが証人を詐欺的な取引に巻き込むか否かにかかわりなく、獲得する権利があった。本件調査を、それに続くであろう自己負罪の答弁を理由に回避することはできない。ただし、証人の答弁はいかなる刑事手続きにおいても彼に不利に用いられてはならないので“自己に不利益な供述を強制されない”という憲法上の権利は損なわれず十分に維

持されている”と判示したのである。

12) 1881年の *Temple v. Commonwealth* において *Cullen v. Commonwealth*, *supra*, で検討された1870年のヴァージニア州憲法の権利の章典の第1章第10条はなお有効であった。富くじ業をしたとしてBerryなる者にTempleの供述に基づいて大陪審起訴がなされた。小陪審でのBerryの公判でTempleは自己の罪が問われることを理由に証言することを拒否した。証言拒否を理由に彼はHustings裁判所によって法廷侮辱罪とされ罰金刑が科せられ投獄された。同事件は誤審令状 (writ of error) によって州最高裁で審理された。同裁判所はCullin's Case, *supra*, を是認するとともにそれを引用し、かつそれが適用できると判示した。Hustings裁判所において検察官は同裁判所でTempleに対する訴追が継続中であるか、さらに富くじにかかわったという理由でTempleに対する訴追を開始するかと尋ねられた。彼はその両方の質問に否定的に答えた。

同最高裁は、Templeには憲法上の特権を主張しかつそれ以上の訴追がなされない憲法上の特権を主張する権利があった、裁判所は訴追されないという免責を彼に与えることができなかったし検察官も与えることができなかった。答弁すれば自己の罪が問われると考えたTempleにはいかなる質問に対しても黙秘する権利があった、合衆国の圧倒的多数の判例は、証人が宣誓のうえで答えれば自己の罪が問われると述べたとき彼に答弁を強制できないというルールを支持している、Hustings裁判所にはTempleになされた質問に答えることをTempleに強制し答弁を拒否したことで彼に罰金刑を科し投獄する権利はなかったと判示した。同裁判所はさらに、違法なゲームを禁止する制定法は本件に適用されないと判示し、Hustings裁判所の判決を破棄したのである。

13) 1886年の *Boyd v. United States*, 116 U.S. 616において当裁判所は、何人も“自己に不利益な証人となることを強制されない”と宣言する合衆国憲法第5修正と不合理な搜索および逮捕または押収に対し身体、住居、書類および所持品を保障される人民の権利はこれを侵されな

いと宣言する第4修正とを検討した際に、Bradley裁判官による判決で次のように述べた、すなわち、“彼を犯罪で有罪とするために、または彼の財産を没収するために、当事者に宣誓を強いたり彼の私的書物や書類の提出を強要することによって強制的に犯罪を開示させること (discovery) は自由な政府の原理と矛盾する。それはイギリス人の本能に相反するとして嫌悪されてきた、それはアメリカ人の本能に相反する。それは専制的権力の意図に沿うかもしれないが、政治的自由と個人の自由の清純な雰囲気を保つことはできない。 ("And any compulsory discovery by extorting the party's oath, or compelling the production of his private books and papers, to convict him of crime, or to forfeit his property, is contrary to the principles of a free government. It is abhorrent to the instincts of an Englishman; it is abhorrent to the instincts of an American. It may suit the purpose of despotic power; but it cannot abide the pure atmosphere of political liberty and personal freedom.")”それはさらに続いて曰く、“われわれはすでにこの2つの修正条項の緊密な関係に注目してきた。それらは相互に大きな光を投げかけている。第4修正の中で非難されている不合理な搜索押収 (の禁止) はほとんど常に刑事事件において第5修正の中で非難されている彼自身に不利益な供述を強制させるためになされている。そして第5修正の中で非難されている刑事事件において自己に不利益な証人となることを強制するのは第4修正の意味内の “不合理な搜索押収 (の禁止)” とは何かの問題に関して光を投げかける。そしてわれわれは不利益な証拠として用いるために人の私的な書物や書類を押収することは不利益な証人となることを彼に強制することと実質的に異なると認めることはできなかった。”

同事件において、所得税違反事件に関して被告人に私的書類の提出を要求する1874年6月22日法の第5節は合衆国憲法の第4修正および第5修正に違反することを理由に違憲で無効と判示され、そのような事件での商品の没収手続きは第5修正の意味内での刑事事件であると判示さ

れたのである。

14) 1887年のPeople v. Sharpにおいてニューヨーク州最高裁は“何人も自己に不利益な証人となることを強制されない”と規定する1846年のニューヨーク州憲法と贈収賄と汚職 (bribery and corruption) に関するニューヨーク刑法典第79条の規定とのかかわりを検討した。同法は、民事・刑事を問わず“汚職に関する本法典の前記規定に違反した者は、他の者に不利益な証言をする資格があり公判または捜査において出頭し証言することを強制されうる。しかし、そこでなされた証言はその後の訴追や手続きにおいて証言した本人に不利益に用いることはできない。贈賄について証言した者はその後訴追されることはない”と規定する。Sharp等は市議会のメンバーに賄賂を贈ったとして大陪審により起訴された、そしてSharpは分離して裁判された。彼は州上院の委員会面前で尋問され犯罪への関与を示す証言がなされた、そしてこの証言は訴追側によって証拠として提出された。この証言は召喚令状 (subpoena) の強制下になされた、そして上院委員会面前での開示は特権の対象になるとの申立てにもかかわらず公判で証拠として許容された。州最高裁は、刑法典第79条の規定は以前の証言の結果からの免責を当事者に与えているので憲法上の特権は適用されないと判示し、People v. Kelly, *supra*, の判例を是認するとして引用した。

15) 1888年のBedgood v. The Stateにおいてインディアナ州最高裁は“何人もいかなる刑事訴追においても自己に不利益な証言をすることを強制されない”と定める1851年のインディアナ州憲法の権利の章典第11章第14条の規定と証人によってなされた証言は彼に対する訴追において用いられないという趣旨の1881年のインディアナ州の改正法とを検討した。他者に対する刑事事件での小陪審の公判においてある女性が答弁すれば自己負罪のおそれがある (the answer might criminate her) という理由で質問に答えることを拒否した。州最高裁は、同法は彼女の証言を彼女に不利に用いることを禁止しているので彼女を完全に保護していると判示し、質問に

答えることを彼女に要求することを拒否した公判裁判所は誤っているとして、原判決を破棄した。

以上に検討した判例は次のことを示している、ジョージア、カリフォルニアおよびニューヨークの各州憲法の規定は“証人は自己に不利益な証人となることを強制されない”とする合衆国憲法と同一または事実上同一である。一方、ペンシルヴァニア、アーカンサス、インディアナ、マサチューセッツ、ヴァージニア、ニューハンプシャーおよびノースカロライナの各州憲法の文言は異なっている、すなわち、“何人も自己に不利益な供述をすることを強制されない”あるいはいかなる刑事訴追においても“何人も自己に不利益な供述を強制されない”等々である。

アーカンサス、ジョージア、カリフォルニア、インディアナ、ニューヨーク、ニューハンプシャーおよびノースカロライナの各州憲法の下で当該制定法 (a given statutory) の規定は証人への証言強制を合法としていると判示された。マサチューセッツとヴァージニアにおいて当該制定法の規定は憲法の規定に照らすと不十分 (inadequate in view of the constitutional provision) であると判示された。ニューハンプシャーとニューヨークにおいて制定法の規定は、憲法の規定に十分に代わりうる (sufficient to supply the place) と判示された、同法によれば証人は訴追を全面的に免除されている (entirely relieved) という理由による、しかし、各州憲法および合衆国憲法の規定の明白な目的は、当事者または証人に自己負罪的証言の強制を禁止することであるので、個人の権利の保護のための憲法の規定に関してなされるべき字句にとらわれない自由な解釈 (liberal construction) によれば、憲法の保障は、その文言がいかに異なっていようと、可能な限り同一の解釈を要求していると解すべきである、マサチューセッツやニューハンプシャーの事案におけるように人民 (subject) は“自己を非難したり自己に不利益な証拠を提出することを強制 (compelled to accuse or furnish evidence

against himself) されない”と憲法が宣言している場合、そのような規定は何人も“刑事事件において自己に不利益な証人となることを強制されない”と宣言する合衆国憲法やニューヨーク州憲法にふさわしい (belong to) 解釈と異なった解釈をすべきではないと思われる。

上記で言及したマーシャル首席裁判官と当裁判所による判断 (ruling)、およびマサチューセッツ、ニューハンプシャー、ヴァージニアでの判断の下では本件での巡回区裁判所の判決は維持できない。証人は“彼の犯罪の状況を明らかにすること、その出所またはその犯行の手段、またはそれと彼との結びつきに関する証拠を提示することを強制されないというのが合理的な解釈であるとわれわれは考える。Emery's Case, 107 Mass. 172, 182.

立法府は憲法上の特権を侵害 (abridge) することはできない、そして、少なくともその範囲および効果において同一の範囲を有するほど広範でない限り、それに代わるものを提供できないということは明らかである。改正法第860条は当事者または証人に自己負罪的証拠 (evidence) の提出を強制するものでないことに注意すべきである。先に掲げた州法の中には、当事者または証人の証言が強制されたり将来の訴追の可能性が明白に奪い取られたりするなどの事案がある。

当事者や証人が彼になされた質問に答えた後で彼を刑事訴追にさらす余地のある制定法は合衆国憲法によって付与された特権に代わる (supplanting) 効果はないというのがわれわれの明確な意見である。憲法の禁止が意図したすべての危険からの完全な保護を提供していないので、改正法第860条は憲法の禁止規定に十分に代替しない。憲法の規定の見地からすると、制定法の規定が有効とされるためには質問に関連する犯罪に対する将来の訴追からの絶対的免責が提供されなければならない。この点においてわれわれは、ニューヨーク州のPeople v KellyのそれよりもむしろマサチューセッツでのEmery's Caseの法理に同意する。(In view of the constitutional provision, a statutory enactment, to be

valid, must afford absolute immunity against future prosecution for the offence to which the question relates. In this respect, we give our assent rather to the doctrine of *Emery's Case*, in Massachusetts, than to that of *People v. Kelly*, in New York.) そしてBoyd v. United States, *supra*,での当裁判所の判断はわれわれの採用する見解を支持していると考ええる。さらに改正法第860条は、犯罪の詳細に関する知識や当事者または証人を有罪とする他の手段を提供する情報の出所に関する知識を獲得することと両立する (consists in) 強制された証言の使用禁止に対する保護を提供していない。(at 584-586.)

被告人から次のように主張されている。ヴァージニア、マサチューセッツおよびニューハンプシャーの各裁判所が免責法 (exonerating statute) によりがあれほど広範な大赦 (complete amnesty) を証人に与えなければならないその理由は、これら各州の憲法が合衆国憲法によって保障されているよりも広汎な特権と免責を与えているからであり、合衆国憲法とジョージア、カリフォルニアおよびニューヨークの各州憲法はより制限的であると主張されている。しかし、このような相違が各判決の一部において言及されたととしても、そのような文言上の相違は精神および原理において実際上の相違はないというのがわれわれの意見である。

憲法の規定の文言およびそれに言及したすべての州判例の検討から、上告人には彼が現にしたような答弁を拒否する権利があるというのがわれわれの意見である。巡回区の判決は破棄されなければならない。それ故、上告人は人身保護令状に基づいて身柄拘束を解かれるとの指示とともに本件を破棄し同裁判所に差し戻すこととする。

【研究】

本判決は、州間通商法によって刑事犯罪とされている割引運賃の実態を調査していた連邦大陪審への出頭を命じられて上記実態について証言を求められた証人が裁判官の命令にもかかわらず第5修正の自己負罪拒否特権を行使して証

言を拒否したため法廷侮辱罪で投獄された事案につき、連邦憲法と同一または類似の規定を有する各州における動向を精査したうえで証言に由来する情報に基づいた訴追はもちろん将来にわたる絶対的な訴追免除が付与されていない限り証人は証言を憲法上強制されないとして原判決を破棄したものである。

ところで、日本国憲法第38条第1項は「何人も自己に不利益な供述を強要されない」と規定するのに対し、その母法である合衆国憲法第5修正は「何人もいかなる刑事事件についても自己に不利益な証人となること (to be a witness against himself) を強制されることはない」と規定している。その文言上の差異にもかかわらずわが国では両者を完全に同一視する向きが少なくない。しかし、アメリカでは血液等物的証拠についても本人の同意のない強制的採取は違憲であるとする反対意見が繰り返されていた¹⁾のは、第5修正で禁止されているのは「自己に不利益な証人」であり「不利益な供述」でないものでその適用範囲はより広いことが強調されていたのである。そして筆者はかねてから、自己負罪拒否特権に関する連邦憲法と各州憲法の文言上の相違につき検討するつもりでいたが本判決に接したため詳細に紹介することでそれに代えることにした次第である。

本判決の意義は、免責法が憲法上の自己負罪拒否特権の趣旨に合致するためにはいわゆる使

用免責では足りず行為免責が必要であることを明示したことにある。そして各州憲法の規定が若干異なっているとしても、何人も“いかなる刑事事件においても自己に不利益な証人となることを強制されない”と宣言する合衆国憲法と同様、証人は自己の犯罪についてはもちろん犯罪との結びつきに関する間接的な証拠についてもその開示を強制されないというのが合理的な解釈であるとしたうえで、答弁後に刑事訴追の余地を残す制定法は合衆国憲法第5修正によって付与された自己負罪拒否特権を十分に代替する効果はないので制定法が憲法上有効と認められるためには質問や答弁に関連する犯罪への訴追を将来においても禁止する絶対的免責が必要であると判示したのである。

このように本判決は全員一致で証言に直接・間接に由来する関連犯罪についてはもちろん将来にわたる絶対的な訴追免除すなわちいわゆる行為免責が付与されていない限り証人に証言を強制する免責法を連邦議会は制定できないことを明示したため大いに話題となった。これを受けて連邦議会は翌93年に新たに免責法を制定した、そして「この1893年免責法の合憲性が再び連邦最高裁の場で争われ」²⁾ たのが1896年の *Brown v. Walker*, 161 U.S. 591 である。その詳細については稿を改めて検討することとしたい³⁾。

1) 例えば、*Breithaupt v. Abram*, 352 U.S. 432, 442 (Warren, dissenting) (1957)。

2) 榎本雅記「刑事免責に基づく証言強制制度 (2)」名城法学第55巻第2号35、42-24頁 (2005年)。

3) 小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (42) : *Brown v. Walker*, 161 U.S. 591 (1896) —カウセルマン判決を考慮した1893年改正免責法は第5修正の自己負罪拒否特権に違反しない」名城ロースクール・レビュー第33号 (本号)。

(2014年12月1日稿)

